

学際融合グローバル研究者育成東北イニシアティブアドバイザーボード規程

制定 令和2年12月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、学際融合グローバル研究者育成東北イニシアティブ（以下「本事業」という。）アドバイザーボードの組織及び運営について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 アドバイザーボードの所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 本事業における取り組みの進捗状況の確認、検証及び改善に関する事項
- 二 その他プログラムマネージャーの諮問する事項

(組織)

第3条 アドバイザーボードは、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 外部有識者 若干人
- 二 その他アドバイザーボードが必要と認める者

(議長)

第4条 アドバイザーボードに議長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 議長は、会務を総理する。

(委嘱)

第5条 第3条第1号及び第3号に掲げる委員は、プログラムマネージャーが委嘱する。

(任期)

第6条 第3条第1号及び第3号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の始期が4月1日でない委員に係る任期は、当該始期から1年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。

(開催)

第7条 アドバイザーボードは、原則として年1回開催する。

- 2 アドバイザーボードは、構成員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、プログラムマネージャーは必要に応じてアドバイザーボードを臨時に招集できるものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、アドバイザーボードの運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和2年12月23日から施行し、令和2年11月13日から適用する。